

## 皇學館大学研究開発推進センター神道研究所特殊文庫利用規則

(趣 旨)

第1条 皇學館大学研究開発推進センター神道研究所が所蔵する岡田米夫氏寄贈図書資料・柳家寄贈図書・原田敏明先生旧蔵每文社文庫・小原家文庫洋装本（以下「特殊文庫」という。）の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 特殊文庫を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 皇學館大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の元教職員
- (3) 本学の学生
- (4) 本学を卒業又は本学大学院の課程を修了した者
- (5) 皇學館高等学校の教職員
- (6) その他、研究開発推進センター長（以下「センター長」という。）に所定の閲覧申請書を提出し、センター長が許可した学外者

(利用時間)

第3条 特殊文庫を利用できる時間は、平日は午前9時30分から正午、午後1時から午後4時まで、土曜日は午前9時30分から正午までの間とする。

2 特殊文庫を利用するときは、皇學館大学研究開発推進センター（以下「センター」という。）の指示に従わなければならない。

(閱 覧)

第4条 閲覧には、センター教員の立会いを必要とする。ただし、本学教職員の場合は、その限りではない。

(貸 出)

第5条 利用者は、所蔵資料の貸出を受けることができない。ただし、センター長が特に認めたときは、その限りでない。

(写真撮影)

第6条 利用者は、所蔵資料の写真撮影を希望するときは、あらかじめ所定の許可願を提出し、センター長の許可を得なければならない。

- 2 利用者本人が写真撮影を行わず、外部の業者に撮影を委託する場合には、撮影に関わる費用は利用者が負担し、撮影業者に直接支払うこととする。
- 3 利用者は、撮影した写真データをセンターに1部寄贈しなければならない。
- 4 写真撮影には、センター教員の立会いを必要とする。

(資料の利用)

第7条 利用者は、所蔵資料を使用して外部に発表（掲載・翻刻・影印・放映・その他）

するときは、あらかじめ所定の許可願を提出し、センター長の許可を得なければならない。

- 2 所蔵資料を使用して外部に発表（掲載・翻刻・影印・放映・その他）する際の掲載料は無料とする。
- 3 センターは利用者に対して、撮影済みの資料については、そのデータを無償で提供することができる。
- 4 利用者は、所蔵資料を使用して外部に発表（掲載・翻刻・影印・放映・その他）するときは、センター所蔵資料である旨を明記しなければならない。

（利用者の責任）

第8条 利用者は所蔵資料に含まれる情報を利用することによって著作権、プライバシー等第三者の権利利益を侵害したときは、その一切の責任を負うものとする。

（弁償等）

第9条 利用者は、貴重資料を亡失又は汚損等をしたときは、損害を弁償し、又はこれを修理しなければならない。

（利用停止等）

第10条 センター長は、利用者がこの規則に違反したときは、直ちに利用を停止し、又は禁止することができる。

（規則の改廃）

第11条 この規則の改廃は、センター部門調整会議が行う。

## 附 則

この規則は、平成27年10月7日から施行する。

平成 年 月 日

皇學館大学研究開発推進センター長 殿

## 閱 覧 申 請 書

下記の研究開発推進センター神道研究所所蔵資料の閲覧を下記の通り申請致します。

記

(1) 資料名 (文庫名・請求番号)

(2) 氏名

(3) 所属・職名

(4) 閲覧希望日時

以上

平成 年 月 日

殿

皇學館大学研究開発推進センター  
センター長 印

### 閲覧許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました研究開発推進センター神道研究所所蔵資料の閲覧は、下記の条件により許可します。

#### 記

1、資料名

2、利用者名（団体の場合は団体名）

3、閲覧人数

4、閲覧目的

5、閲覧日時

6、その他

以上

平成 年 月 日

皇學館大学研究開発推進センター長 殿

## 資料利用許可願

研究開発推進センター神道研究所所蔵資料の利用（撮影・掲載・翻刻・影印・放映・その他）を下記の条件により御許可下さる様、申請致します。

申請者

印

所属

住所

電話

### 記

1、資料名（文庫名・請求番号）

2、使用目的

3、掲載する論文・書籍名等

4、発行所・発行年等

5、備考 申請した資料は、上記の用件にのみ使用し、他の目的には使用致しません。また、発行書籍等を一部寄贈致します。

以上

平成 年 月 日

殿

皇學館大学研究開発推進センター  
センター長 印

## 資料利用許可書

平成 年 月 日付けで申請のありました研究開発推進センター神道研究所所蔵資料の利用（撮影・掲載・翻刻・影印・放映・その他）は、下記の条件により許可します。

### 記

- 1、資料名
- 2、使用目的
- 3、掲載する論文・書籍名等
- 4、発行所・発行年等
- 5、備考 申請した資料は、上記の用件にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。また、発行書籍等を一部寄贈すること。

以上